

令和 3 年 5 月 8 日現在

機関番号：37105

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03376

研究課題名(和文) アメリカ合衆国におけるヘイト・スピーチ規制の歴史 「特殊な国」の形成と変容

研究課題名(英文) History of Hate Speech Regulations in the United States: Trajectory of American Exceptionalism

研究代表者

奈須 祐治 (Nasu, Yuji)

西南学院大学・法学部・教授

研究者番号：40399233

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、1910年代から現在までのアメリカにおけるヘイトスピーチ規制の歴史を概観し、ヘイトスピーチの法規制に関するアメリカの比較的消極的な姿勢(アメリカの「特殊性」)が、いかなる根拠に基づいているのかを検討した。具体的には、まずアメリカにおけるヘイトスピーチ規制の展開を、1910年代、1920年代、1930年代、1940-50年代、1960-70年代、1980-90年代、2000年代以降に分けて通史的に概観したうえで、アメリカの「特殊性」を形成した複数の要因を抽出することを試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで日本のヘイトスピーチ規制消極説は、主にアメリカ法を参照することで、日本における法規制に原則として消極的な態度を示してきた。本研究は、アメリカの規制消極論が主に1910年代以降様々な要因によって発展してきたこと、とりわけマイノリティ系の団体が規制に反対していた背景があったこと、アメリカでは、ヘイトスピーチの問題についてはヘイトクライムや職場等におけるハラスメントに係る法制等と併せて総合的な対策が講じられてきたことを具体的に示した。これにより、日本の規制消極説のアメリカ法の参照のあり方に偏りがあったことを明らかにすることができたと考えられる。

研究成果の概要(英文)：In this study, I surveyed the history of hate speech regulations in the United States from 1910s to the present. I clarified the basis of American negative attitude to hate speech regulations (American 'exceptionalism'). I extracted some factors of which American 'exceptionalism' is composed of by exploring hate speech regulations in the United States in (1) 1910s, (2) 1920s, (3) 1930s, (4) 1940-1950s, (5) 1960-1970s, (6) 1980-1990s, and (7) 2000s.

研究分野：憲法学

キーワード：ヘイトスピーチ ヘイトクライム ハラスメント アメリカの特殊性 アメリカの表現の自由論 ヘイトスピーチ規制消極説 マイノリティ

1. 研究開始当初の背景

日本で特に 2000 年代後半から大きな社会問題となってきたヘイト・スピーチの問題に対処するため、2016 年 5 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定され、翌月施行された。

同法はあえて刑事規制は行わず、「不当な差別的言動」が「許されない」ことを宣言し、国及び自治体の責務等を明らかにするに留めた。その後は排外主義団体による過激なデモや街宣は一定程度減少してきたので(平 27 法務省委託調査研究事業『ヘイトスピーチに関する実態調査報告書』33 頁等)、こうした抑制的な立法の下で多様な方策を練るべきだという意見にも説得力がある。

しかし、現在でも過激な街宣等が一定数みられるし、今後の情勢変化により再び増加することも考えられる。そのため、規制の必要性は今後も議論されるべきだし、少なくとも憲法の枠内での刑事規制の可能性は明確にしておかなければならない。一方、憲法学界では従来から刑事規制消極説が支配的で、現在でも公共の場での不特定多数に向けたヘイト・スピーチの規制に積極的な論者はわずかである。

注目すべきことに、消極説のほとんどの論者はアメリカ法研究者である。アメリカでは言論の自由を強く保障する伝統があり、ヘイト・スピーチについても、不特定多数に向けたものは原則として規制できないとされている。日本の消極説のほとんどは、こうしたアメリカの姿勢を肯定的に評価するのである。

これに対しては、比較法研究としてアメリカに偏っているという批判もありうるが、筆者は別の面で疑問を抱いてきた。第 1 に、アメリカの規制消極論は主に 1910 年代以降、様々な要因によって発展してきた。たとえば、ヘイト・スピーチに関する法理が表現の自由を強く保障する最高裁の法理と調和的に展開してきたこと、市民的自由を擁護する ACLU がヘイト・スピーチ規制に強く反対したこと、マイノリティ系の諸団体が早々に規制反対に転じたこと、規制反対の世論が段階的に形成されたこと等が挙げられる。

日本の規制消極説はそれらの一部のみ焦点を当てて議論を行い、歴史的にみて日本にあてはまらない要因を軽視する傾向があった。たとえば、日本ではマイノリティ系の団体はこぞって規制を支持しているし、規制反対の確固たる世論も形成されていない。こうした差異を踏まえなければ、アメリカのヘイト・スピーチ規制に係る法理をわが国に持ち込むことはできない。第 2 に、アメリカでは、ヘイト・スピーチの問題についてはヘイト・クライムや職場等におけるハラメントに係る法制等と併せて総合的な対策が講じられてきたところ、日本の学説は公共の場での不特定多数に向けたヘイト・スピーチに関する法理だけを取り上げるきらいがあった。日本ではヘイト・クライムや人種的ハラメントに関して統計すらとられておらず、自主規制や啓発に関する努力も緒についたばかりである。こうした状況でヘイト・スピーチ規制に反対することは、マイノリティにとって過酷な状況を強いることになる。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、1910 年代から現在までのアメリカにおけるヘイト・スピーチ規制の歴史を概観し、これら 2 点の主張に明確な論拠を提示することとした。そして、アメリカの消極説を支える要因や歴史的過程のうち、普遍性が高く、日本にも直ちに应用可能な部分を抽出するとともに、アメリカに特有で、日本には直ちに持ち込むことができない部分を明確にすることとした。さらに、ヘイト・クライム規制や自主規制等の表現の自由の観点からより問題の少ない代替手段で、日本でも有効に用いるものを探ることも目的とした。

3．研究方法

アメリカにおけるヘイト・スピーチ規制の展開を，1910年代，1920年代，1930年代，1940-50年代，1960-70年代，1980-90年代，2000年代以降に分けて通史的に検討した。研究の素材として，新聞等メディアの記事，判例，学術論文，研究書，政府又は民間の報告書，議事録のほか，書簡や裁判記録等の一次資料を広く用いた。

この作業を経て，アメリカの「特殊性」を形成した複数の要因を抽出した。申請者は過去の論文でいくつかの要因を仮説として提示したが，本研究では各時代をより深く検討することにより，この仮説を裏付け，又は修正することを試みた。研究の最終段階では，アメリカの「特殊性」を形成した諸要因がカナダとイギリスでどの程度存在したかも検討した。また，日本のヘイト・スピーチ規制の歴史と現状を確認し，アメリカとの比較を試みた。

4．研究成果

本研究の成果は，拙著『ヘイト・スピーチ法の比較研究』（信山社，2019）第1部第1章にまとめたので，詳細はその箇所を参照されたい。ここでは，そこでの考察の概要を述べておく。まず，アメリカは連邦及び州レベルで古くから多様な規制を試みてきたが，諸外国にみられる広範な規制はほとんどみられなかったということがいえる。*Beauharnais*事件判決で集団的名誉毀損法の合憲性が認められたにもかかわらず，多くの州はそれを廃止したし，一部存続している州法も死文化した。その後もスコーキー事件やキャンパス言論規則論争の際等に規制の機運が高まるが，結局は規制反対の声が上回ったり，規制を違憲とする判決が下されたりして，広範な規制は実現しなかった。この点は比較法的にみて突出したアメリカ法の特徴であり，今でもアメリカの「特殊性」は健在であるといえる。

この理由として第1に，ヘイト・スピーチに関する法理が表現の自由を強く保障する最高裁の法理と調和的に展開してきたこと，市民的自由を擁護し，規制に強く反対するACLUが早くから大きな役割を果たしたこと，NAACPやAJC等のマイノリティ系の諸団体が早々に規制反対に転じたこと，規制反対の世論が段階的に形成されたこと等の複数の要因が挙げられる。

そして，広範なヘイトスピーチ規制の代替手段が発展していった，言論の自由を脅かすおそれのある規制をあえて設ける必要が乏しくなったことも，理由に挙げられる。ハラスメントやヘイト・クライムの規制の合憲性が連邦最高裁において確立することで，特定人に向けられたヘイト・スピーチや，職場や学校で敵対的な環境を醸成する差別的発言は規制できることが明らかになったのである。

アメリカは概して表現の自由を尊重し，ヘイト・スピーチ規制に慎重だが，上記のハラスメントやヘイト・クライムのほか様々な制約の余地もあることを確認した。場所や態様を限定した内容中立的規制は一定程度言論の内容に着目していても許容されるし，雇用の場において職員のヘイト・スピーチを制約することも可能である。またインターネットや放送等において自主規制が広く容認され，実際におこなわれているし，ヘイト・スピーチに対する社会的な制裁も厳しい。

筆者は，日本におけるヘイトスピーチ規制の合憲性を考えるにあたっては，以上のようなアメリカ法の歴史的発展の経緯や諸要因を踏まえる必要があることを拙著において主張した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

| |
|---|
| 1. 発表者名 奈須祐治 |
| 2. 発表標題 ヘイトスピーチの法規制をめぐる現状と課題 |
| 3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第19回研究大会（於・関西大学100周年記念会館） |
| 4. 発表年 2019年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 奈須 祐治 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 信山社出版 | 5. 総ページ数 556 |
| 3. 書名 ヘイト・スピーチ法の比較研究 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|